

第86回（平成31年1月28日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、宮井委員が御欠席です。

まず初めに、このたび、委員に御就任されました中村委員から、御挨拶を頂きたいと存じます。

中村委員、よろしくお願ひいたします。

○中村委員 中村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、これまで地方財政に関わってまいりましたけれども、最近はICTやAIを使って地域を活性化していきましようというような趣旨の文言が謳われるようになりました。

このことは、考えてみますと、地方公共団体のデータの利活用を進めていく上で、個人情報保護がしっかりされていないと、結局は進めていくことができないのではないかと思います。個人情報保護とデータの利活用の両方ともが大切で、両方とも更に充実させていくことが大切ではないかと素朴な感想を持っております。

勉強をさせていただきながら、務めさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○的井総務課長 ありがとうございます。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願ひいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第86回個人情報保護委員会を開催いたします。

初めに、第1番目ですけれども、議題1、いわゆる3年ごと見直し（今後の進め方について）、事務局から説明をお願いします。

○池田企画官 それでは、議題1、いわゆる3年ごと見直し（今後の進め方について）につきまして、資料1-1及び資料1-2に基づきまして説明申し上げます。

まず、資料1-1「今後の進め方について」を御覧ください。改正法附則第12条では、第3項において、法施行後3年ごとに国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出、発展の状況等を勘案し、法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされております。

また、関係しまして、第2項において、法施行後3年を目途とし、委員会の人的体制の整備、財源の確保、その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされております。

このような規定を受けまして、本日以降、当委員会では、改正法附則第12条の規定を踏まえた、いわゆる3年ごと見直しについて、具体的に検討を進めていただくこととなります。資料1-1はその検討の当面の進め方についてお諮りするものでございます。

それでは、資料1-1につきまして説明申し上げます。まず、改正法附則第12条の規定を踏まえた検討については、当面、以下のとおり進めることといたしまして、年度内を目途に、個人情報保護をめぐる国内外の政策、技術、産業等の状況を、各方面の意見を聞きながら俯瞰的に把握し、課題を整理、審議すると思ひまして、当委員会において、月数

回程度、幅広いステークホルダーからのヒアリング及び個別項目の審議を行うとさせていただきます。

ここで、個別項目についての注でございますが、当面、平成30年12月17日の第83回個人情報保護委員会において御審議いただきました、「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」を踏まえつつ、対象項目を整理するとさせていただきます。

その上で、2つ目でございますが、本年春を目途に、検討状況について、初回の整理を行うといたしまして、当委員会としての中間的な整理を示し、広く意見を求めるとさせていただきます。

続きまして、資料1-2「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点」を御覧ください。資料1-2は今、申し上げましたいわゆる3年ごと見直しの検討を今後進めるに当たって、着眼点となり得る事項について整理をさせていただいたものでございます。

こちらの参考資料として添付させていただきますとおり、先ほど申し上げました「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」を昨年12月17日に第83回個人情報保護委員会においてとりまとめ、公表いたしました。こちらは第一期の終了に際しまして、これまで5年間の経緯を踏まえ、現下の状況をもとに主な論点をとりまとめ、第二期委員会への申し送りとして作成されたものでございます。

第二期において、いわゆる3年ごと見直しを進めるに当たっては、これを踏まえて検討していくことになろうかと思えます。この「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」のうち、当委員会として注目されるポイントとして御提示された点を中心といたしまして、第83回委員会において御審議いただく中で多くの論点の御提示がございました。それらも踏まえた上で、事務局で具体的な項目に落とし込んだものとなります。

今後3年ごと見直しを進めるに当たって多様な論点があるかと存じますが、今後の検討の出発点といたしまして、「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」及び本日御審議いただく「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点」をスタート台としてはいかがだろうかという趣旨で作成させていただいたものでございます。

それでは、内容について説明申し上げます。

まず、個人データに関する個人の権利の在り方といたしまして、開示請求権の現状、訂正、利用停止・削除等の現状、オプトアウト規定（名簿屋対策）の現状、データ活用の多様化と個人の権利、諸外国の現状とさせていただきます。

続きまして、漏えい報告の在り方といたしまして、法執行の実効性、安全管理措置としての意義、事業者の負担、報告の対象、形式等、本人への通知等の在り方、諸外国の現状とさせていただきます。

個人情報保護のための事業者における取組を促す仕組みの在り方といたしまして、認定個人情報保護団体制度の在り方、事業者による自主的取組の状況、個人情報に関連する国際標準、認証等の動向、PIA類似制度の現状とさせていただきます。

データ利活用に関する施策の在り方といたしまして、匿名加工情報制度等の現状、AI、

I oT等データを取り巻く技術の進展状況、クッキー、ソーシャルプラグイン等を活用したターゲティング広告の動向、情報銀行等、個人データを活用したビジネスの現状、保護と利活用のバランス、国際的な議論の動向とさせていただきます。

裏面にまいりまして、ペナルティの在り方といたしまして、国内外事業者に対する抑止効果、法執行の実効性、事業者の法順守状況、諸外国の現状、参考となる国内法の現状とさせていただきます。

続きまして、法の域外適用の在り方といたしまして、外国事業者に対する執行態勢の状況、外国執行当局との連携状況、域外適用に係る他の国内法令の状況、諸外国の現状とさせていただきます。

最後に、国際的制度調和への取組と越境移転の在り方といたしまして、国際的制度調和の動向、越境移転の現状、諸外国の現状、そして、データローカライゼーション、ガバメントアクセス等に関する議論の状況とさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 説明ありがとうございます。

見直しの今後の進め方ですが、列挙されているとおりの着眼点が多数ある中で、最も消費者個人の関心があるのは、個人データに関する個人の権利の在り方だろうと思われま。当然これには個人の意見を丁寧に踏まえた議論が必須であるわけですが、では、その個人の意見を把握することは簡単だろうかという、実は必ずしも容易ではないのではないかと思われま。

事業者の御意見は、事業者団体もありますし、企業御自身でも御意見を発信する機会、手段はたくさんありますが、それに比べて個人の方はそういう機会が少ないというか、多くない。実際にトラブルに遭遇したり、例えばクレジットカードの不正使用で金銭被害に遭われたりしないと、なかなかお声を上げていただけないのではないかと考えております。

では、委員会としてどうすべきかですが、何回もここで取り上げましたが、当委員会の『個人情報保護法相談ダイヤル』では、最近では1日に70件前後の苦情、質問、相談を受け付けております。そのうち4割近くは消費者の方からです。この生の声を有効に活用すること、さらに、タウンミーティングを当委員会は全国各地で開いておりますが、いろいろなお立場の方からお声をいただいております。そこからも、個人の方から率直な御意見をいただく。まずはそういう生の声を基に、更に多数の御意見を頂戴していく。そういう形で見直しに当たって重要なステークホルダーの一員である個人の声が反映されるよう尽力していくべきと考えております。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。

藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 どうもご説明ありがとうございました。

今後の進め方について、事務局は承知しておられると思いますけれども、幅広いステークホルダーということですので、改正個人情報保護法で、保有する個人情報の数には裾切りがなくなりましたので、中小零細の事業者の意見も酌み上げるようにすべきと思います。

2番目は一般論ですが、これから諸外国の現状等を精力的に調査するのであるのかと思いますが、その際、我が国の法制を作るときは、我が国の法制としてどうするかを考える必要があると考えます。

それから、ペナルティの在り方についても一言申し上げたいと思います。改正法の施行後、当委員会が指導等を行った事業者は、29年で270件、平成30年で、上半期だけで139件と聞き及んでおります。事業者はおおむね指導等に沿って適切に対応しておられると認識はしております。ただ、今後ペナルティの在り方を議論するに当たりましては、我が国における望ましいペナルティの在り方は何かという観点から、諸外国の制度や運用の状況、国内の法体系とか実効性等を参考にしつつ、検討を進めていただければと思います。

特に外国事業者をはじめ、クロスボーダーで事業を展開している事業者も多く、事業者も多種多様となってまいりましたので、我が国の行政指導の在り方と効用を是非見極めて検討していただきたいと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかいらっしゃいましたら。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 説明ありがとうございました。

私からは、国際的的制度調和への取組と越境移転の在り方について、一言述べさせていただきます。

第一期5年間の成果としてEUとの相互認証を発効することができました。これはGDPRが昨年施行されてから初めての事例ということになります。また、APECのメンバー・エコノミーと協力してCBPR推進にも努めてまいったということです。

こういったことを踏まえて、見直しに向けて、今後、国際的なデータ流通がより増大していくことを踏まえ、国際的的制度調和の重要性は更に増していくことになるのは言うまでもありません。したがって、多様な観点から、先ほども藤原委員から御指摘がありました、諸外国の現状等を、あるいは実態をよく把握することは、本当に大変重要なことだと思いますので、それを立脚点としてしっかり取り組んでいくということが必要だと思います。

私からは以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。

小川委員、よろしくお願いします。

○小川委員 説明ありがとうございました。

資料に、個人データ利活用に関する施策の在り方という項目があり、AIやIoT等のデータを取り巻く技術とあります。こういった技術は日進月歩で進歩しておりますので、個人情報保護に関する取扱いを検討するに当たり、個人データを活用した新しいビジネスやサービスの現状を把握し、また、ほとんどが国際的なサービスやビジネスになると思いますので、国際的な議論も深める必要があると思います。

それと、もちろんビジネスやサービスを支える先端の技術の動向を是非把握していきたいと思っております。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。

中村委員、お願いします。

○中村委員 今後の進め方について一言述べさせていただきます。

個人情報保護法は、事実上全国民がステークホルダーとなる大変裾野の広い法律です。したがって、法改正に臨むに当たり、パブリックコメントを含め広く意見を聴いていくことが大切ではないかと思えます。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。

大滝委員、お願いします。

○大滝委員 昨年の委員会の「第一期を終えるにあたって」のところでも、私はコメントとして述べさせていただいたのですけれども、資料1-2の上から3つ目のところにあります、個人情報保護のために、事業者に積極的な取組を促していく。その仕組みをつくっていくということは大変重要だと思っております。

例えばプライバシー保護とか、個人情報保護の担当の役員を設置するとか、あるいはPIAのような個人情報保護の評価の枠組みのようなものを積極的に企業、産業セクターに働きかけて促していくとか、このようないろいろな取組が考えられると思いますし、こういった民間側の主体的、自主的な取組がなければ、実態としてなかなか個人情報保護というようなことは進んでいかないと思いますので、是非そういう論点についても進めていけたらいいのではないかと思います。

併せて、こういう活動と深く関わっているいろいろな国際標準、例えばISO27000とか、あるいはプライバシーマークとか、そのようなものも広く今、普及しつつあるわけです。そういった国際標準とか認証等の動向もよく踏まえながら、うまくそういうものも活用しながら民間での普及を促すような、そういう仕組みとか仕掛けを考えていくということが

大切だと思っています。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 説明どうもありがとうございました。

私は、今後の進め方について少し申し上げさせていただきたいと思います。

「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」にもありますように、パーソナルデータの活用の推進は非常に大事でありますし、今後は我が国のいろいろな成長等を考えたときに、こういったデータを利用していくということは欠かせないことだと思います。その一方で、やはり保護ということについても十分に考えていかなければいけない。これはバランスの問題だと思います。こういった個人情報の保護をめぐる状況も随分変わってきておりますし、国内外でもその変化は激しいと思っております。

こういったヒアリングをするということであれば、いろいろな方々からお話を聞かなければいけないと思うのですが、まずは直接に影響を受ける産業界から実態やニーズも含め、お話を聞いていくということが必要なのではないかと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

ほかによろしいですか。

では、今日御出席の委員の方々から御意見を一言ずつ頂戴していますので、最後に私からも申し述べたいと思います。昨年「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」で審議した項目について、今回はさらに具体化されており、検討を進める着眼点としては、余すところなく課題提起ができていないかと思っております。

また、本日も各委員から、重点的に考慮しなければいけない点についてさらに御意見をたくさん頂戴いたしましたので、これらも含めてこれから検討していきたいと思っております。

それから、既に藤原委員、熊澤委員、ほかの委員も強調しておっしゃったことですが、状況の変化は大変激しくなっております。現在の執行とか諸外国の状況の実態把握、これはどんどん進めていかなければならないという時間との兼ね合いになっていくと思っております。そういったものを含めて早急に進めることが重要と考えます。

それでは、何かさらによろしいですか。

では、特に修正等の御意見がないようですので、資料について原案のとおり公表したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。

では、第1番目の検討を、本日の議論を踏まえて対応したいと思います。

第2番目のいわゆる3年ごと見直し(漏えい報告の在り方関係)について、進めさせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題2といたしまして、個人情報保護を巡る国内外の動向（漏えい報告の在り方関係）につきまして、資料2に基づいて説明を差し上げます。

こちらは先ほど議題1で説明を差し上げました今後の進め方の個別項目あるいは検討の着眼点をお示しした漏えい報告の在り方に対応するものでございます。

1ページをおめぐりいただきまして、まずは漏えい報告に係る我が国の状況につきまして、報告件数や事案の傾向を説明させていただきます。

最初に実績値でございます。過去2年の報告件数なのですが、平成29年度は3,338件、平成30年度は上半期で2,191件となっております。こちらの内訳といたしまして、個人情報保護委員会に直接報告されたもの、権限委任をしている省庁経由で報告されたもの、認定個人情報保護団体経由で報告されたものの内訳はいずれもここでお示ししております。

続きまして、傾向の分析でございます。まず、左側のオレンジ色の欄でございますけれども、大規模漏えい事案の動向といたしましては、漏えい人数が5万人を超える件数につきましては、平成29年度は13件、平成30年度は14件と、いずれも年間の合計件数の約0.5%前後というふうになってございます。

続きまして、発生原因の傾向でございます。こちらは右側の青い欄でございますけれども、漏えい事案の発生原因につきましては、平成29年度、平成30年度上半期を通じまして、書類及び電子メールの誤送付、書類及び電子媒体の紛失が約8割となっております。このうち大規模漏えい事案につきましては、若干傾向が異なりまして、インターネットを経由した不正アクセスが約7割となっております。また、1件当たりの漏えい人数につきましては、100人以下のものが8割以上となっているところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。こちらで主要事例の対応状況について説明させていただきます。

まず、漏えい規模の大きい事例の対応でございます。こちらにつきましては、個人情報保護法第40条に基づく立入検査等を実施して、安全管理措置等の状況を確認したもので、その際に、併せて、再発防止策の実施や個人情報の適切な取扱いを行うように法第41条に基づく指導・助言を行った事例等がございます。具体的な指導の内容については、その下に書いてございますとおり、例えば不正アクセスを発生原因とする漏えい事案につきましては、再発防止策等の実施に関しまして、ウェブサイトのプログラムの修正を行った場合には、リリース前に、あらかじめ当該ウェブサイトのセキュリティチェックを行う必要があることにつきまして、指導を行っているところでございます。

続きまして、外国事業者の事例の対応でございます。こちらは3例挙げてございますけれども、まず、1点目といたしまして、外国事業者の漏えいによって、当該事業者のサービスを利用していた国内事業者の顧客の個人データが漏えいした事案につきまして、当該外国事業者の日本法人を通じまして、サービスを利用していた国内事業者のリストの提出

を求めまして、その当該国内事業者に対して漏えい等報告の提出を求めた事案がございます。

このほか、外国事業者の漏えいにてございまして、当該事業者の協力が得られなかった事案につきましては、海外の個人情報保護当局との執行協力を通じまして、委員会の対応状況の情報提供とか、あるいは先方から漏えい等事案の発生原因、あるいは再発防止策の情報の共有依頼を行った事例がございます。

もう一つといたしまして、外国事業者から漏えいした事案につきまして、母国語、これは現地の外国語でございますけれども、そちらについての漏えい報告が提出されましたため、別途日本語での詳細な報告を求めた事例がございます。

3点目といたしまして、当委員会が積極的に漏えい報告の提出を働きかけた事例でございます。こちらにつきましては2例ほど挙げてございますけれども、漏えい等事案の報道発表を端緒といたしまして事業者に連絡を行いました結果、漏えい報告が提出された事案、あるいは当委員会が行っておりますソーシャルモニタリングを端緒といたしまして事業者に連絡を行った結果、漏えい報告が提出された事案がございます。

最後に4点目といたしまして、漏えい報告を端緒といたしまして、当委員会による行政指導等につながった事例でございます。こちらでは、ECサイトへの不正アクセスによる漏えい事案等がございますけれども、具体的には、漏えい報告を踏まえまして、報告徴収、指導、あるいは立入検査、指導を行った事案等がございます。

続きまして、3ページ目、4ページ目でございます。こちらで平成29年度の漏えい等の人数や情報の種類等につきまして、参考としてお示ししているところでございます。こちらにつきまして、簡潔に内容を説明させていただきます。

まず、1点目、漏えい等した人数でございますけれども、欄を見ていただければ分かりますとおり、漏えい等した人数の一番左側の欄、500人以下の事例が約90%を超えているというふうになってございます。続きまして、2番目、漏えい等した情報の種類でございますけれども、こちらは顧客情報が約9割というような形になってございます。

4ページ目に行っていただきまして、漏えい等した情報の形態でございます。こちらは紙媒体のみで漏えいした事例が約60%、続いて電子媒体のみで漏えいした事例が約40%となっているところでございます。4番目といたしまして、漏えい等元・漏えい等した者でございます。こちらはどこからどういう理由で漏えいしたのかというところにつきまして、個人情報を元々取り扱っていた事業者及びその委託を受けた委託先に分けて分析させていただいております。こちらにつきましては、いずれも従業員の不注意によるものが一番多くなってございます。

続きまして、5番目といたしまして、漏えい等した後の改善措置の状況でございます。こちらはまず、上のほうで、事業者による安全管理措置として講じられているものにつきましては、人的措置が約7割、次いで組織的な措置が約3割というふうになっているところでございます。その下の事業者による本人への対応といたしましては、本人への謝罪・



連絡が約9割となっているところでございます。こちらは平成29年度の状況でございます。

5ページ目と6ページ目でございます。こちらで個別報告に係る国際的な制度について説明をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、まず、我が国の制度を整理させていただいた上で、米国、EU、中国を比較の対象としてございます。米国につきましては、州法といたしまして、代表的な事例として、カリフォルニア州とニューヨーク州の2州を取り上げてございます。

なお、本資料につきましては、事務局として諸外国の実態について、正確な実態の把握を試みているものでございますけれども、各国の法令及びその執行の実態につきまして、完全かつ網羅的に把握してお示しすることはなかなか困難という事情もございまして、大まかな傾向をお示しする暫定版の資料として御覧いただければと思います。

では、内容の御説明に移らせていただきます。まず、漏えい報告に関する制度の有無でございます。こちらにつきましては、今回、比較の対象といたしました国、地域では全て導入されてございまして、日本以外は全て法律で報告が義務化されているような状況でございます。こちらは1つ目の欄から3つの欄にかけてのところでございます。

続きまして、5つ目の欄です。漏えい報告を行う相手方でございます。こちらにつきましては、いずれも本人若しくは監督機関。こちらは双方というふうになってございます。

続きまして、漏えい報告を行うべき期限でございます。こちらにつきましては、いずれの国、地域でも速やかな対応を要求しているところでございますけれども、特筆すべき事例といたしまして、EUのGDPRは、6ページ目に書いてございますが、具体的な時間制限といたしまして、当局に対して72時間以内の通知を要求しているところでございます。

続きまして、漏えい報告に関する軽減措置でございます。こちらはいかなる事例について漏えい報告の対象としているかについて整理を試みたものでございますけれども、例えば日本では、高度な暗号化が施されている場合等、実質的に個人データが漏えいしていないと判断される場合に軽減措置が講じられてございます。これにつきましては、中国以外の米国、EUでも暗号化がされている場合や個人の権利、自由にリスクを発生させるおそれがない事案等につきましては、報告が不要というふうになっているところでございます。

最後に漏えい報告の実績値でございます。先ほど御説明を差し上げましたとおり、日本では、平成29年度に約3,000件、平成30年度上半期で約2,000件となっているところでございます。諸外国の実績値の中で比較的水準の大きなものとしたしましては、6ページ目の一番下の欄に記載してございます、英国が約6,000件以上となっているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議いただければ幸いです。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 説明ありがとうございます。

私から、世界の趨勢における漏えい報告という観点でお話をさせていただきたいと思

ますが、国際的にみれば、主要国の多くで漏えい報告の義務化が行われている。先ほども報告いただいたとおりかと思えます。そのほかデータ保護プライバシー・コミッショナー国際会議といった多国間での枠組みにおいても、各国の漏えい報告の状況を当局間で集計するという議論が出ております。

そういった中で、世界の趨勢や各国の制度を理解した上で、漏えい報告の在り方をしっかりと議論していくべきだと考えます。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

次にどなたかいらっしゃいますか。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 この漏えい報告の見直しに関しては、漏えい報告の意義という観点からも考えてみる必要があるのではないかと思います。漏えい報告は、当たり前ですが、当局が漏えい事案を把握し、個人の権利利益の確保を図るためのいわばスタート点、起点でございます。

これによって個々の事業者を適切に監督するというだけではなく、当局が、事業者が参考すべき情報を積極的に事業者に対して発信したり助言をすることによって、事業者の適切な対応につなげていく。そういう側面の意義もあるということになり、ひいては、個人の権利利益の確保を図ることができる。そういう意味では、漏えい報告の在り方を検討する上では、このような多面的な意義があるということ踏まえて議論を行っていただければありがたいと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

それでは、私からも一言申し上げたいと思います。お二人からも漏えい報告の在り方の方向性を出していただいております。今回、効率よく諸外国の例をまとめていただきましたけれども、やはりいろいろな文化的な背景もあることから、対象とする事案とか期限とか、軽減措置、本人への通知等、かなりバリエーションがあるなと感じました。

諸外国の立法例も参考にしながら、我が国ではどのようにあることが望ましいかという制度の在り方について、影響とか実効性とかやり易さ、もちろんグローバルで見たときの在り方も含めて、検討していきたいと思います。

以上、ほかに御意見はございますか。それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり公表したいと思えますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 では、本日の議論を踏まえて対応したいと思えます。

それでは、本日の会議は閉会となります。

事務局から今後の予定を説明願います。

○的井総務課長 次回の委員会ですが、2月5日火曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。